

令和7年度

いじめ防止に関する年間指導計画

いじめ防止対策基本方針

堺市立三国丘中学校

堺市立三国丘中学校いじめ防止対策基本方針

1 いじめに対する基本認識

本校のすべての教職員は「いじめはどの学校でも、どの学級でも、どの子どもにも起こり得る」という認識をもち対応する。

- (1) いじめは人権侵害・犯罪行為であり、「いじめを絶対に許さない」学校をつくる。
- (2) いじめられた子どもの立場に立ち、出来る限りの支援を行い、絶対に守り通す。
- (3) いじめた子どもに対しては、毅然とした対応と粘り強い指導を行う。
- (4) 保護者との信頼関係づくり、地域や関係機関との連携協力を努める。

2 未然防止に向けて

学校は、人権尊重の精神に基づく教育活動を展開するとともに、子どもたちの主体的ないじめ防止活動を推進する。

- (1) 子どもがいじめ問題を自分のこととして考え、自ら活動できる集団づくりに努める。
- (2) 道徳・特別活動をとおして規範意識や集団の在り方等についての学習を深める。
- (3) 学校生活での悩みの解消を図るために、スクールカウンセラー等を活用する。
- (4) 教職員の言動でいじめを誘発・助長・黙認することがないように細心の注意を払う。
- (5) 常に危機感をもち、いじめ問題への取組を定期的に点検して、改善充実を図る。
- (6) 子ども理解、発達課題等の障害などに関する教員研修の充実、いじめ相談体制の整備及び点検、相談窓口の周知徹底を行う。
- (7) 地域や関係機関と定期的な情報交換を行い、日常的な連携を深める。
- (8) 授業についていけない焦りや劣等感などが過度なストレスとならないよう、一人ひとりを大切にした授業づくり等、日々の授業の改善・工夫を図る。
- (9) 保健の授業や教育相談等を通じて、ストレスを感じた場合でも、それを他人にぶつけるのではなく、運動・スポーツや読書などで発散したり、誰かに相談したりすることにより、ストレスを発散させることを学習しておく。

3 早期発見に向けて

いじめは、大人の目の届きにくいところで発生しており、学校・家庭・地域が全力で実態把握に努める。

- (1) こどものいじめを疑う。(例：いじめ対応チェックリスト等)
- (2) こどもの声に耳を傾ける。(例：アンケート調査、生活ノート、個別面談等)
- (3) こどもの行動を注視する。(例：チェックリスト、ネットいじめ防止プログラム等)
- (4) 保護者と情報を共有する。(例：生活ノート、電話・家庭訪問、PTAの会議等)
- (5) 地域と日常的に連携する。(例：地域行事への参加、関係機関との情報共有等)

4 早期解決に向けて

いじめ問題が生じたときには、詳細な事実確認に基づき早期に適切な対応を行い、関係する子どもや保護者が納得する解消をめざす。

- (1) いじめられている子どもや保護者の立場に立ち、詳細な事実確認を行う。
- (2) 学級担任等が抱え込むことのないように、学校全体で組織的に対応する。
- (3) 校長は事実に基づき、子どもや保護者に説明責任を果たす。
- (4) いじめをした子どもには、行為の善悪をしっかりと理解させ、反省・謝罪をさせる。
- (5) 法を犯す行為に対しては、早期に警察等に相談して協力を求める。
- (6) いじめが解消した後も、保護者と継続的な連絡を行う。
- (7) いじめられた子どもが落ち着いて教育を受けられる環境の確保に努める。

5 生活アンケートの実施

学期に一度（教育相談前を目途に）の計3回、生活アンケートを実施し、設問の中にいじめに関する調査を設定する。また、いじめ問題が生じたときには、必要に応じ、いじめアンケート調査を実施し、早期に適切な対応を行う。

6 「校内いじめ対策委員会」の設置及び校内研修の実施

校長、教頭、生徒指導主事、学年生徒指導担当、養護教諭、支援学級担任を構成員とし、「校内いじめ対策委員会」を設置する。また、必要に応じてスクールカウンセラーの助言を求める。

本委員会において、いじめ防止に向けた取組についての定期的な点検を行うとともに、必要に応じて見直しを図るなど、学校の実情に応じ、いじめ防止に向けた取組の工夫改善に努める。

【いじめに対する措置】

- (1) いじめを発見した教職員や連絡・相談を受けた教職員は、直ちに「校内いじめ対策委員会」に情報提供し、情報を共有する。
- (2) 当該委員会が中心となり、速やかに関係生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。
- (3) 学年ごとに、いじめの問題等を含めた生徒の指導記録を作成・保存し、生徒の進学・進級や転学に当たって、適切に引き継いだり情報提供したりできる体制をとる。
- (4) 必要に応じて、心理や福祉の専門家、弁護士、医師、教員・警察官経験者など外部専門家等が参加しながら対応する。

また、いじめ問題への対応として、「生徒理解」をテーマにした校内研修を定期的実施する。

7 ネット上のトラブル対応について

スマートフォンなどの携帯通信端末の普及に伴い、SNSを利用したいじめなどについては、より大人の目に触れにくく、発見しにくいいため、1年生を対象に「ネットいじめ防止プログラム」を開催し、ネット上のトラブルの未然防止に努める。なお、保護者においてもこれらについての理解を求める。また、こどもが悩みを抱え込まないように、法務局・地方法務局におけるネット上の人権侵害情報に関する相談の受付など、関係機関の取組についても周知する。

さらに、ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。必要に応じて、法務局又は地方法務局の協力を求める。なお、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに堺警察署に通報し、適切に援助を求める。

8 重大事態への対処

「いじめ防止対策推進法 第28条1項」に基づき、重大事態が起きた場合は、直ちに堺市教育委員会に報告し、その後の対処については設置者である教育委員会の判断に応じて対応する。

《堺市教育委員会の判断により、学校が調査主体となった場合》

- ・重大事態の調査組織を設置し、設置した組織が事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ・いじめを受けた生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供する。
- ・調査結果を堺市教育委員会に報告する。
- ・調査結果をふまえた必要な措置を行う。

※生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とは言えない」と考えたとしても重大事態が発生したものとして、報告・調査等にあたる。生徒又は保護者からの申し立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。

9 特に配慮が必要な生徒等について

学校として特に配慮が必要な生徒については、日常的に、当該生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

重大事態の認知後、教育委員会に報告を行い、校内いじめ対策委員会が調査機関として、事実確認等、徹底した調査に努める。この際、事実関係を可能な限り明確にする。

調査結果については、教育委員会に迅速に報告し、いじめを受けた生徒・保護者に対しても、情報を適切に提供する。

また、一定の期間連続して欠席している生徒については、家庭訪問・適応指導教室の利用等を通して、生徒のケアに努める。

10 いじめ防止対策における留意事項

本校のすべての教職員は、以下の留意事項を認識し、日々の教育活動にあたる。

- (1) 危険な遊びや悪ふざけなど、いじめが疑われる行為を発見した場合には、その場でその行為を止めること。
- (2) いじめを知らせてきた児童生徒の安全は十分に確保すること。
- (3) いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮のもと、特別の指導計画による指導のほか、警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をすること。
- (4) いじめを見ていた児童生徒（傍観者）に対しても、自分の問題として捉えさせる。たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝えること。
- (5) いじめをはやしたてるなど、同調していた児童生徒（観衆）に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させること。
- (6) 学校評価においては、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、問題を隠さず、いじめの実態把握や対応が促されるよう、児童生徒や地域の状況を十分踏まえた目標の設定や、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価し、学校は評価結果をふまえ、改善に取り組むこと。
- (7) 教員評価においては、いじめの問題に関する目標設定や目標への対応状況を評価する。いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日頃からの児童生徒理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の、問題を隠さず、迅速かつ適切な対応、組織的な取組等が評価されるよう、留意すること。

☆ 誇りを持てる三国丘中学校にしていくために ☆

2016・4 生徒指導部

学校の秩序回復のためには、様々な手が打たれますが、決定的なことは『**学級力(=学級作り)**』をつけることです。生徒の学校生活のよりどころは学級であり、学級こそが学習・生活の基礎となる場です。「自己中心的な考え」「責任転嫁の考え」などを日常の中で担任が一つ一つ指摘し、つぶしていく方向性を常に持ちながら取り組んでいく努力を生徒に感じさせなければなりません。

また、学級の生徒一人一人の要求をしっかりと受け止め、ダメなものはダメと言い、認めるべきところは認め、悪い所は教師も悪いと認め、だまされてやるところはだまされたふりをし、機会を改めて指導する度量とともに多方面から子どもを指導できる態度を持っていきましょう。

もう一度言いますが、学校の秩序回復のプロセスは、学級の安定が第一歩です。

1. 教室を大切に「教室の乱れは、心の乱れ」

○教室は、生徒が1年間生活する場所

○第一印象が大切 始業式(入学式)前日までに教室を整備 どこに座るかを黒板に掲示する
学級・学年の目標を掲示する

第一日目の教室環境は、担任の「心意気を示す場」と考える

○黒板・机・壁の落書き厳禁 見つけたらすぐに処理

○教室でのボール遊びはしない

○常にゴミのない状態 特にゴミ箱周辺は美しく

○使わないカーテンはくくって、いつもきっちりと

○教室の清掃は、生徒とともに サボリ厳禁

○雑巾はきっちりと整理させる

雑巾の置き方を見れば、クラスの文化水準がわかる

○戸締り、水道の蛇口、電気は必ず確認し、資源節約の教育を行う

○帰る前に、必ず自らの目で教室点検

机をきっちり並べ、朝登校して教室に入る生徒を迎える環境づくり

○学級日誌には必ず一言コメントを書く

ふざけた書き方、落書き等は絶対に許さない 裁判の証拠ともなるものだとの自覚

2. 教師の姿勢 「学ぶ人間としてのモデルになりきる」

○服装は、きっちりと メリハリをつけて

大掃除のときの服装、体育大会のときの服装、家庭訪問のときの服装、式のときの服装・・・

服装は、生徒に教師の姿勢を示す無言の教育の機会

○タバコは教室に持ち込まない

○提出物は必ず期限内を守らせる

やさしさと規律保持は両立するものだが混同してはいけない

○謙虚さを忘れない

生徒にとって教師の一言は、人生を左右するほどの重みを持つことを常に意識

○生徒と同じ目線で指導しない

相談に乗るときは、目線をあわせ、指導するときは心に余裕を

3. 学習指導 一つの授業の乱れは、全体の乱れ

授業の成立しない教師に生活指導はできない

生活指導のできない教師に子どもは心を開かない

○授業の効果は、聞く態度の育成から

4月が勝負。授業の進路が遅れても聞く姿勢作りを優先。

○聞く態度ができて初めて授業内容の理解が深まる

○忘れ物を許さない

学年で取り組むことが大切

○適度な家庭学習（宿題）は、学力向上の必須条件

○授業中のトイレは、厳禁

○教材・教具に創意工夫を その気で探せばいくらでもある

4. 規律の重視 叱りきることのできる教師に

○現場指導、即時指導、見逃さないことが指導の鉄則

○厳しい先生とは、見逃さない先生のこと

周りの生徒は、じっと見ている

○他人に叱ってもらうのはマイナス

自分のところに飛んできたボールは自分で拾うのが鉄則

○諸訓練（集合・あいさつ）などの指導は、もっと厳しく 特にやり直させることの大切さ

○服装をきちんとさせる 人は服装に合った行動をとる。

革靴を履いて歩くときとスリッパを履いて歩くときとは心が違う

5. 言葉遣いの環境を整える

○正しいあいさつ 相手を尊重する基本

○目上の人には敬語

○職員室に入るとき、生徒が緊張する環境を保持している限り学校は荒れない

「失礼します」「〇〇先生はいらっしゃいますか」「失礼しました」を言わせる

6. 教室設営 教室は、担任と生徒が共同で作る我が家の部屋

- 子どもの進歩が見えるような累積的設営の工夫
- よいものを掲示。誰の作品にもよいものは一つある
 - 入った瞬間、温かさを感じる教室環境に
- 掲示を工夫して個を生かす 説明をつける 立体的な掲示
 - 一人ひとりが生かされている環境を
- 校内・教室の掲示・展示物を大切にする指導
 - 他人の尊重につながる
- 蛍光灯切れにはすぐ対応する

7. 人的環境 所属感を育成する

- 朝・終わりの学活を充実 教材研究と同じ気持ちで話す内容を準備する
- 差別用語に敏感になる 即時指導
- 常に一人ひとりを敏感に見る姿勢
 - 学校に来るのが嫌な子はいないか
 - 友達に相手されていない子はいないか
 - 本人が気にしていることを平気で言う子はいないか
 - 話しかける子に教師として偏りがいいか
 - 教師の言葉遣いは適切か

8. 保護者への対応

- 参観に来ない親には必ず手立てを 資料等を届ける
- 学年・学級通信は質・量を配慮する
 - 豊かな内容・ミスのない文面
 - 発行は負担過重にならないように
- 懇談・参観は来てよかったと思わせる準備と工夫を

とある先生からいただいた資料を基に、再構成してみました。結構前の資料ですが、今でも十二分に通用するものだと思います。

なぜ、荒れたのか こんなおとなしい学校が・・・

2016・4 生徒指導部

次は、昭和50年代の終わりに「大阪市平野区のある学校」で生活指導部から出されたものをベースとしています。我々全員が、心しておかないといけないことだと思います。

1 朝の学級活動が単なる出欠点呼で終わっていました。

荒れを克服するために・・・朝の学級活動の時間を担任から3分講話（今日、気になったニュースやクラスへの話など）の時間に変えた。これにより、生徒を落ち着かせた。

2 朝の学級活動の時間に生徒がいない場合も家庭連絡はしませんでした。「そのうち来るだろう」「来ないほうがまだ」と思っていました。

荒れを克服するために・・・必ず担任から1時間前か1時間目終了後電話することにした。連絡がつかない場合も何らかの形でその日のうちに保護者と連絡を取り合った。

3 授業開始前に学級代表が「起立」と声をかけて立たない生徒がいても放置していました。

荒れを克服するために・・・必ず全員立たせるようにした。集会を通してきっちりするように指導した。もし立たない生徒がいたら授業終了後、話をした。

4 授業開始前に生徒の座席をきっちりと整頓させていなかった。曲がっていても放置していました。

荒れを克服するために・・・きっちりと列を整頓させてから授業を始めた。

5 授業終了後、さっさと廊下を通り、職員室に戻っていました。

荒れを克服するために・・・次の時間が空いている場合は、必ず廊下に残り、気になる生徒をつかまえ「雑談」をした。

6 昼食時間は、学級により教室から生徒が出ていく時間はばらばらでした。

荒れを克服するために・・・学年・学校として「〇分間は食べ終わっても教室を出ない」と決めた。また、全員そろってから食事を始めるようにした。

7 5時間目の予鈴が鳴っても職員には関係なく時間が過ぎていました。

荒れを克服するために・・・5時間目空いている先生が校舎を回った。

8 5時間目の授業は、ごみが落ちていても始めていました。

荒れを克服するために・・・きっちりとごみを拾わせてから始めた。

- 9 終礼は「さあ、掃除をきっちり」というだけで終わり、学級により終わりの時間がばらばらでした。
荒れを克服するために・・・最後に時間を守ること、担任から何か一言、話をして終わった。また、3年生では10分作文を実施した。1・2年では学級代表が前に立ち、今日の反省点と忘れ物未然チェックを行った。
- 10 教育相談週間もなく、子どもたちの話を聞くことはほとんど行われませんでした。それでも子どもたちは、いつまでもおとなしいと思っていました。
荒れを克服するために・・・普段から廊下での声掛け、掃除の時間の声掛け、時間を決めての教育相談を充実した。大荒れすると授業カットで対応しなければならない。また、担任だけでなく管理職も含めていろんな教職員と子どもたちが話す機会を作っていた。
- 11 家庭連絡は、もっぱら電話で済ませました。
荒れを克服するために・・・できる限り家庭訪問を行い、話をするときは「良い点」も必ず伝えるようにした。
- 12 どの学級も、どの時間も同じパターンで授業をしました。聞かないのは生徒が悪いと考えていました。
荒れを克服するために・・・わかる授業を目指して、教材研究をしっかりとするとともに、教科会で互いの板書事項の交換や先輩教員からの助言を聞いたり、うまく行った指導例の話し合いを始めていった。みんな悩んでいたことが分かった。また、私語を放置して授業しないようにした。どうしても私語をやめないときは、教科担任が主任に連絡し、その日のうちに学年として指導を入れた。
- 13 他学年のことは、互いに干渉しあわないようにしていました。
荒れを克服するために・・・互いに情報交換を密にするために職員室での情報交換を気軽に行えるように工夫した。 禁止事項・・・子どもの悪口。クラスの悪口。学年の悪口。遊びや酒の話を優先させる。
- 14 学級で他学年の悪口や生徒が言うてくる先生の悪口に同調しなくても聞き流していました。
荒れを克服するために・・・「〇〇先生は、昨日あなたのことを～～～のように言って心配していたよ」「〇〇先生は、いつもあなたのことを～～～と言ってほめているよ」などと切り替えし互いに先生同士をほめあった。他の先生のことを呼び捨てにした場合は、即指導。

15 学年間の先生の生活指導上の役割は平等なだからと考えていました。

荒れを克服するために・・・怒り役となだめ役・聞き役などを分担し、生活指導を進めた。一人で何役もこなさずに、得手・不得手を互いに出し合い役割分担する学年集団が大切です。

16 授業中は、互いに干渉しあってはならないので隣の教室をのぞいたりしませんでした。

荒れを克服するために・・・互いに教室をのぞきあったりすることで、学年の先生はいつも自分たちを見ていてくれるという雰囲気を作り出した。時には、教科担任が窓から授業をのぞいている先生に質問したりして、和やかな雰囲気を作り出すよう努力した。

17 学級活動は、担任によりやっていることはばらばらだった。

荒れを克服するために・・・基本線は揃えて、この時間には全員の担任が同じ指導をしているようにした。

18 授業中、寝ている生徒がいても放置していました。

荒れを克服するために・・・必ず声をかけて注意をするようにした。それでも起きない場合は、授業終了後や放課後必ずその生徒と教科担任が話をするようにした。

19 進路指導は、3年だけと考え特に他学年ではしませんでした。

荒れを克服するために・・・1・2年学年集會に3年の主任が来て話をしたり、進路指導主事が話をしたりした。学校の先生は全員で指導してくれるという雰囲気を作った。また、全校集會で校長以外の先生が「進路」をテーマに話す機会を作った。

20 生徒への服装指導はうるさく言っていたが先生の服装は「大人だから・・・」という理由で関係なく過ごしていました。

荒れを克服するために・・・始業式や懇談・家庭訪問・保護者説明会・終業式の時などはきっちりとした服装でのぞんだ。少なくともジャージ・スリッパ履きはやめた。

21 学校・学年行事などは旧態依然のまま消化することだけを目的に行われていました。

荒れを克服するために・・・テーマをしっかりと決めて重点的に取り組み、精選を行った。

22 PTAとの関わりは、管理職と関係の先生だけのものでしかなかった。

荒れを克服するために・・・学年一日授業参観や学校一日授業参観などを通して、PTA保護者とかわったり、学年保護者集會を3日間設定して、来れる日に来てください

という形で保護者と学年教師のかかわりを深めた。これを通して、学校に味方してくれる保護者を発掘した。

2 3 会議の時間は、みんななかなか集まりませんでした。

荒れを克服するために・・・緊急事態以外は、時間厳守で会議に集合するように心がけ、会議自体も減らすように心がけた。夏休みの終わりに学年会議や委員会をやってしまい、9月の始まりに余裕を持たせた。

2 4 指導困難な子は、生活指導部の先生にまかせっきりで、みんなで注意する雰囲気はありませんでした。

荒れを克服するために・・・聞かなくてもみんなで「注意の声を出す」ことを確認しあった。

2 5 強い子には弱く、弱い子には強く指導する先生方が多かったようです。

荒れを克服するために・・・弱い子に過剰な厳しさと接することはやめることを確認した。

2 6 新しい行事は大変なので、今まで通りの行事で学校が回っていました。

荒れを克服するために・・・地域の大人を呼んでの職業講話、老人との交流、盲学校との交流などを計画し、子どもたちの奥底に「優しさ」を吹き込むような行事を増やしていった。

2 7 この学校にはリーダーがいなくても、別に今のままで落ち着いているのでと考えていました。

荒れを克服するために・・・1年から積極的にリーダーを育てるために学年会議で話し合い、部活動顧問とも連携しながら積極的なリーダー育成に努めた。集会や各種行事に活躍の場を与え、終了後気づいたことを助言するなど意識的に育成を心がけた。また、遠足の下見にも生徒を連れて行き、彼らに計画を立てさせた。

2 8 集会のときは、みんな後ろに先生が固まり、生徒に注意しませんでした。

荒れを克服するために・・・担任が前に立ち、副担任が後ろに立ち、担任は必ず生徒の間を巡視し服装等を指導した。集会終了後もクラスごとに列を作り教室に向かわせ、学年全員の先生が再度生徒を観察した。

以上の分析に共通していることは、古くから教育の先人が言っている

「最も落ち着いた学校は、そのとき荒れる原因が生まれている」

という言葉に集約されます。

油断は、いつか突然の荒れとなり、おとなしいはずの子どもたちの猛烈なマイナスエネルギーが教師を襲うこととなります。